

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの 検出について

本疾病の発生はないが、今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されたことから、環境省から各都道府県鳥獣行政担当部局長あて監視体制の強化等について通知したこと、また野外での死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等を依頼されたことを受け、地方獣医師会へ別紙とお知らせした。

【別紙】

22日獣発第218号
平成22年11月2日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの 検出について

このことについて、平成22年10月26日付け環自野発第101026001号をもって、環境省自然環境局野生生物課長から、別添のとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されたが、これまでのところ、鳥インフルエンザが原因で死亡した野鳥は確認されておらず、現段階においては、鳥インフルエンザは発生していない状況にあり、各都道府県鳥獣行政担当部局長あてに、下記の内容を通知したので、本会に対して、野外での死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努めるよう依頼されたものです。

本件については、先般、平成22年10月12日付け22日獣発第195号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査の実施について」にて通知しましたので、本通知と併せ参照のうえ、対応していただきたくお願いします。

記

- 1 通常の生活では鳥からヒトに感染するものではないので、過剰に心配することのないよう、地域住民等に対して冷静な行動をとるよう周知されたこと。

- 2 今回の事例の発生を受けて、野鳥に関する監視体制を強化するとともに、異常が認められた場合の対応等、万全を期されたいこと。
- 3 対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局長等の対応技術マニュアル（平成20年9月）」についても参考とされたいこと。
- 4 今回の事例を受け、現在実施している野鳥サーベイランスにおける警戒レベルを「警戒時（レベル2）」に変更したので、サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、適切に対応されたいこと。
- 5 今後、ガンカモ類が南方へ移動していくことも考えられるので、全国各地においても、野鳥に関する監視体制の強化等について万全を期されたいこと。

（参 考）

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局長等の対応技術マニュアル（平成20年9月）」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

【別 添】

写

環自野発第101026001号
平成22年10月26日

(社)日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの 検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体

におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成20年9月）」を参考として下さい。

(参 考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成20年9月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

において、異常が見られる等の際には、関係部局と連携を図りつつ適切に対応していただいていることと存じますが、今回の事例の発生を受けて、野鳥に関する監視体制を強化するとともに、異常が認められた場合の対応等、万全を期されるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成20年9月）についても参考としていただきますようお願いいたします。

(参 考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成20年9月）は以下のアドレスからもご覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

【別 添】

写

環自野発第101026001号
平成22年10月26日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

野生生物行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されました。しかしながら、これまでのところ、鳥インフルエンザが原因で死亡した野鳥は確認されておらず、現段階においては、鳥インフルエンザは発生していない状況にあります。

鳥インフルエンザは、通常の生活では鳥からヒトに感染するものではないので、過剰に心配することのないよう、地域住民等に対して冷静な行動をとるよう周知をお願いします。

これまでも各都道府県におかれては、毎年10月～5月の糞便調査はもとより、渡り鳥を含む野鳥に

写

事務連絡
平成22年10月26日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

野鳥サーベイランスの警戒レベルについて

今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されたことを受け、現在実施している野鳥サーベイランスにおける警戒レベルを「警戒時（レベル2）」に変更します。

サーベイランスに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、適切な対応をお願いします。

今後、ガンカモ類が南方へ移動していくことも考えられますので、全国各地においても、野鳥に関する監視体制の強化等について万全を期されるようお願いいたします。